

不祥事根絶のための対策について

茨城県立大子清流高等学校
校長 細 貝 雅 之

本校教職員は、教職員として果たさなければならない道徳的・社会的な責任・義務を理解し、高い倫理観と自律心に基づき、コンプライアンス（法令遵守）に努め、教育活動に専心しています。

今後も教職員一人一人が全体の奉仕者である公務員の原点を改めて思い起すとともに、職務上の義務や身分上の義務について理解し、更なる同僚性により規範意識の向上に努める魅力ある教職員集団であり続けるため、下記の不祥事防止対策を講じます。

記

1 不祥事全般について

- (1) 不祥事を他人事と捉えず、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得るものと捉え、当事者意識・危機意識を持つように努める。
- (2) 教職員が相互に言動について指摘し合える「風通しのよい、空気がよどまない、働きやすい、働きがいのある」職場環境づくりや人間関係づくりを推進する。

2 生徒に対する非違行為について

- (1) 体罰と不適切指導の発生を未然に防止し、各種ハラスメントにつながる言動に注意する。
- (2) 電話やメール、SNS 等により私的な連絡はおこなわない。
- (3) 面接時は可能な範囲で複数対応とし、個人対応となる場合は、密室状態を作らない等の配慮を行う。
- (4) 安全教育の充実を推進する。

3 個人情報等含む情報資産管理について

- (1) 情報セキュリティポリシー（「茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規程」、「茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項」）及び本情報セキュリティ実施手順を定める要項を遵守し、個人情報の適切な管理に努め、個人情報の漏洩・誤廃棄等を未然に防止する。
- (2) 情報の収集や管理等について複数での確認を徹底する。

4 交通関係について

- (1) 交通法規の遵守を徹底し、交通事故防止に努める。
- (2) 車を使用している同僚等に飲酒を勧めない、節度ある飲酒を心がける等、飲酒運転の根絶を図る。

5 公金適正処理について

- (1) 会計事務は複数の教職員で行う。
- (2) 会計事務処理と検査を適切に行い、事故を未然に防止する。

6 盗撮・わいせつ行為について

- (1) 校内の施設設備の確実な施錠及び整理整頓並びに定期的な点検を行う。
- (2) 生命の安全教育の充実を図り、相談や報告がしやすい環境を整える。

7 研修及びその他

- (1) 教職員に対して、『One IBARAKI』等を活用した研修を実施する。
- (2) 生徒が相談しやすい環境を整えると同時に、校外の各種相談窓口を案内する。
- (3) 教職員は、学期始めごとに『不祥事防止のためのチェックリスト』を活用し、不祥事防止に努める。